**平成２４年（フ）第１７３号**
宮崎県都城市安久町6039番地８
債務者　牛谷ミツエ
1　決定年月日時　平成24年12月28日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　近藤　和弘
4　破産債権の届出期間　平成25年２月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月６日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年３月６日まで
宮崎地方裁判所都城支部

**平成２４年（フ）第１４９号**
鳥取県鳥取市用瀬町古用瀬316番地、旧住所鳥取県鳥取市美荻野５丁目477番地９
債務者　秋本　勝美
1　決定年月日時　平成24年12月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　淺井　浩二
4　破産債権の届出期間　平成25年１月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月12日午前11時50分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
鳥取地方裁判所民事部

**平成２４年（フ）第１６４号**
鳥取県鳥取市賀露町南４丁目22番24号
債務者　奥田　麗子
1　決定年月日時　平成24年12月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本美恵子
4　破産債権の届出期間　平成25年１月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月12日午後１時40分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
鳥取地方裁判所民事部

**平成２４年（フ）第３９１号**
宮崎県都城市庄内町12555番地
債務者　大浦　克博
1　決定年月日時　平成24年12月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　黒木　昭秀
4　破産債権の届出期間　平成25年２月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月22日午後２時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
宮崎地方裁判所破産係

**平成２４年（フ）第３９２号**
宮崎県都城市南横市町2085番地７
債務者　大浦　淳也
1　決定年月日時　平成24年12月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　黒木　昭秀
4　破産債権の届出期間　平成25年２月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月22日午後２時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年３月21日まで
宮崎地方裁判所破産係

## 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

**平成２４年（フ）第５０９号**
愛知県岡崎市牧御堂町字溝畔26番地５
債務者　光田　則幸
1　決定年月日時　平成24年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２４年（フ）第５１２号**
愛知県西尾市亀沢町366番地38
債務者　藤原　理恵（旧姓徳田）
1　決定年月日時　平成24年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２４年（フ）第５３０号**
愛知県岡崎市西本郷町字和志山124番地　アイリス和志山202
債務者　永井妓代己
1　決定年月日時　平成24年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２４年（フ）第５３７号**
愛知県西尾市楠村町山崎９番地　オリジン宮地Ａ棟201号室
債務者　客野　知也
1　決定年月日時　平成24年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２４年（フ）第６７８号**
埼玉県春日部市西金野井1783番地10
債務者　宗田　正良
1　決定年月日時　平成24年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月20日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２４年（フ）第２２１４号**
札幌市白石区南郷通１丁目南２番17―207号、申立時の住所札幌市白石区南郷通８丁目南３番26―403号
債務者　西澤ちあき
1　決定年月日時　平成24年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２４年（フ）第２７２０号**
札幌市東区北46条東19丁目４番11号　カトレアⅢ201号
債務者　赤山　睦美
1　決定年月日時　平成24年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２４年（フ）第２７８１号**
札幌市東区北11条東３丁目４番９―305号
債務者　川村　恭子
1　決定年月日時　平成24年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２４年（フ）第２８０９号**
札幌市北区篠路８条６丁目１番10号　ステージ篠路202号
債務者　大和田里美
1　決定年月日時　平成24年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部